

郡山市教育委員会協議会設置要綱

令和6年3月27日制定

[教育総務部総務課]

(設置)

第1条 郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会委員と教育行政に関する情報を共有するとともに、さまざまな教育行政の課題等に対する教育委員会委員の意見を求める等、教育委員会の一層の機能強化と活性化を図ることを目的として、郡山市教育委員会協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、教育委員会の会議の構成員をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 教育委員会で処理すべき事務等について、調査、研究等を必要とする事項に関すること。
- (2) 教育委員会で実施した事業等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて開催するものとする。この場合において、会議を開催する際は、教育委員会委員にあらかじめ通知するものとする。

2 会議は、教育長が議事を進行する。

3 会議は、非公開とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育総務部総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。